様式第5号(第3条の2関係)

　第　　　　　　　　号

　　年(　　)　　月　　日

（住　　所）

（事業所名）

（代表者名）　　　　　　　　　様

出雲市長

基準の特例不認定通知書

年　　月　　日付で申請があった危険物　　　　の位置、構造及び設備の基準について、危険物の規制に関する政令第23条に規定する基準の特例は、下記の理由により認定しない旨通知する。

記

（不認定の理由）

教　示

1 　この処分に不服がある場合は、この処分を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

2　 この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3　 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。